



おくやみ
ハンドブック

～さまざまな手続きのご案内～

東松島市
Higashi matsushima City

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
東松島市では、ご遺族の皆様が各種届出などをする時、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

東松島市役所 0225-82-1111 (代表)

来庁される前に

東松島市役所にて各種手続きをする際の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、東松島市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

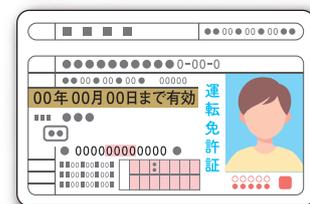
※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状（見本53ページ）が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表等）
- 介護保険被保険者証
- 医療費受給者証（心身、母子・父子、子ども）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
 - 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
個人番号カード（マイナンバーカード） など
 - 2点で本人確認できる書類
 - 健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、
医療受給者証、年金手帳、学生証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（参考）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届・火葬場予約など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (32、34 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (45～50 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (45 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

必要な手続きについては7ページから、詳しく掲載していますのでご確認ください。

各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9・10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	議員年金を受給していた	P.12
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.13
	<input type="checkbox"/>	市税等が課税されていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.15
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.16
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費を受け取っていた	
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品助成券を交付されていた	P.18
高齢者福祉	<input type="checkbox"/>	高齢者等緊急通報システムを利用していた	P.19

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.22・23
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費の助成を受けていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害者等福祉交通費助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	補装具の支給申請をしていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	酸素濃縮器利用助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	障害者福祉サービス・障害児サービスを利用していた	P.26
<input type="checkbox"/>	障害者日常生活用具の申請をしていた		
<input type="checkbox"/>	補助犬飼育費等助成を受けていた	P.27	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	保育所(園)を利用していた	
学校	<input type="checkbox"/>	就学援助を受けていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	東松島市奨学資金貸与を受けていた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金等を納付及び猶予中であった	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	災害援護資金貸付金を利用していた	P.34
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主として登録していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	道路占用許可を受けていた	P.36
	<input type="checkbox"/>	東松島市営駐車場を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	東松島市図書館利用者カードを持っていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	防災行政無線戸別受信機(防災ラジオ)の貸与を受けていた	
<input type="checkbox"/>	東松島市消防団に所属していた	P.38	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※故人がマイナンバーカードや通知カード、住民基本台帳カードをお持ちだった場合は特段返却の必要はありませんが、相続等の手続きに個人番号が必要になることがありますので諸手続きが終わるまで大切に保管をしてください。不要になった場合や紛失が心配な場合は、破棄されるか市役所へ返納してください。	随時
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民生活課 戸籍住民係 ☎ 0225-82-1111 (内線1410、1422)

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	市民生活課 戸籍住民係 ☎ 0225-82-1111 (内線1122・1123)

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証を回収しています。 ※世帯主が亡くなった場合は、世帯員のうち国保加入者全員の被保険者証を回収いたします。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険証	市民生活課 国保医療給付係 ☎ 0225-82-1111 (内線1118・1119)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	市民生活課 国保医療給付係 ☎ 0225-82-1111 (内線1118・1119)

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。 ※一般的に対象となった月から4カ月以降に申請が可能となり、対象の際は勧奨通知が送付されます。	2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの)	市民生活課 国保医療給付係 ☎ 0225-82-1111 (内線1118・1119)

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しています。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療保険証	市民生活課 高齢医療給付・年金係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1129)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※火葬のみ行った場合も申請できます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬儀の日程表等) ※火葬のみ行った場合、埋火葬許可証の写しと火葬時の領収書も必要です。	市民生活課 高齢医療給付・年金係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1129)

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 受領申出等届出書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者がなくなった後に発生する高額療養費や療養費等は相続財産となるため、これらの申請や受領を速やかに行うために、相続人の代表者を届け出ていただきます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等 遺言書がある場合：遺言書の写し等（公的に認められているもの）	市民生活課 高齢医療給付・年金係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1129）

手続き④ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に受領申出者（相続人代表）が申請できます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 朱肉を用いる認印（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）	市民生活課 高齢医療給付・年金係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1129）

3. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金・共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なりますので、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご持参ください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	市民生活課 高齢医療給付・年金係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1333) 石巻年金事務所 ☎ 0225-22-5115 (自動音声案内) 各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地の農協を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡した年月日を明らかにすることができる書類⇒「除籍謄本」、「住民票除票の写し」または「死亡診断書のコピー」のいずれか。 <input type="checkbox"/> 死亡した方との身分関係を明らかにすることができる書類⇒「戸籍謄本」、「改正原戸籍謄本」、「住民票の写し」または「法定相続情報一覧図の写し」のいずれか。 <input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 未支給年金等がある場合⇒希望する振込先金融機関の通帳(請求者名義)のコピー等	いしのまき農協 (矢本支店)金融部 ☎ 0225-82-2153 (鳴瀬支店)金融部 ☎ 0225-87-2001 農業委員会事務局 ☎ 0225-82-1111 (内線 2152)

議員年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。必要な手続きの確認をしてください。	亡くなられた日の翌日から 7年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 年金証書 (市議会議員共済会が交付した年金証書) <input type="checkbox"/> ご遺族の朱肉を用いる認印 <input type="checkbox"/> その他 (東松島市議会事務局にお問い合わせください。)	議会事務局 ☎ 0225-82-1111 (内線1313)

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課 収納対策係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1144)

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	随時
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 収納対策係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1144)

市税等が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市税等が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p> <p>※固定資産税が課税されている場合は、次頁の固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）もご覧ください。</p>	<p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約1カ月以内</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 ☎ 0225-82-1111 (内線 1132・1134)

MEMO

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 市民税係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1147）

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 市民税係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1147）

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢障害支援課 高齢介護係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1455)

高額介護サービス費を受け取っていた

手続き 支給先口座の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス費を受給されていた場合は、支給先変更手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族または関係者の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 支給を受ける方の通帳	高齢障害支援課 高齢介護係 ☎ 0225-82-1111 (内線1188、1454、1455)

家族介護用品助成券を交付されていた

手続き 助成券の返還

手続き詳細	期 限
介護用品支給助成券（オムツ券）を交付されていた場合は返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族・同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護用品支給助成券（オムツ券）	高齢障害支援課 高齢介護係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1455)

MEMO

6. 高齢者福祉に関する手続き

高齢者等緊急通報システムを利用していた

手続き 変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、システムを利用していた場合、担当課までご連絡ください。後日取り外しの日程を連絡いたしますので、取り外しの立ち合いをお願いいたします。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 緊急通報システム貸与届出事項変更届出書	高齢障害支援課 高齢介護係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1187)

MEMO

7. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を交付されていた場合、死亡日をもって喪失となりますので、手帳を返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 <input type="checkbox"/> 朱肉を用いる認印	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1177、1179)

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1179)

7. 福祉(障がい)に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1179)

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1179)

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

【加入者が亡くなられた場合】

手続き 死亡届、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
加入者(掛金を支払っていた方)が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	加入者の死亡日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書もしくは死体検案書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の写し(除票) <input type="checkbox"/> 年金を受給する方及び年金管理者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1179)

【障害のある方が加入者より先に亡くなられた場合】

手続き 死亡届と弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
障害のある方が亡くなられた場合、弔慰金支給請求の手続きが必要です。	死亡日から3年以内
	手続き可能な人 年金加入者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の写し(除票) <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票の写し <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1179)

7. 福祉(障がい)に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡届の提出

手続き詳細	期 限
年金受給者(障害のある方)が亡くなられた場合、死亡届の提出が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の写し(除票)	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1179)

【年金管理者が亡くなられた場合】

手続き 死亡届と年金管理者指定変更届の提出

手続き詳細	期 限
年金管理者が亡くなられた場合、死亡届と年金管理者指定変更届の提出が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 年金管理者の後任者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の写し(除票) <input type="checkbox"/> 新たに年金管理者になる方の住民票の写し(抄本)	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1179)

心身障害者医療費助成を受けていた

手続き

心身障害者医療費受給者証の返還及び、
相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失します。未支払分の医療費があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の心身障害者医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人代表の通帳	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1179）

障害者等福祉交通費助成を受けていた

手続き

障害者等福祉交通費助成券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者等福祉交通費助成券を利用していた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。未使用分の助成券があれば返還してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害者等福祉交通費助成券の未使用分	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1179）

7. 福祉(障がい)に関する手続き

補装具の支給申請をしていた

手続き 申請取下書の提出

手続き詳細	期 限
補装具の支給申請をしていた方が支給決定前に亡くなられた場合は、申請取下書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1177)

酸素濃縮器利用助成を受けていた

手続き 受給者異動届、調査票、事務手続きに係る届出書

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が助成を受けていた場合は、受給者異動届、調査票、事務手続きに係る届出書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表の通帳 酸素濃縮器利用助成を受けていた場合、助成の決定の通知を受けた月から助成金の支給を受ける事由がなくなった日までの助成金を請求していただきます。	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1177)

障害福祉サービス・障害児サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還・取下書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを利用していた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失します。障害福祉サービス受給者証を返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1178)

障害者日常生活用具の申請をしていた

手続き 申請取下書の提出

手続き詳細	期 限
障害者日常生活用具の申請をしていた方が支給決定前に亡くなられた場合は、申請取下書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1177)

7. 福祉(障がい)に関する手続き

補助犬飼育費等助成を受けていた

手続き 資格喪失届の提出、未支給助成金の請求

手続き詳細	期 限
補助犬の飼育に要する費用の一部の助成を受けていた場合、資格喪失届の提出をし、喪失日の翌月に属する年度の4月(年度途中に受給資格の認定を受けた場合は、認定日の属する月)から喪失日までの助成金を請求していただきます。	資格喪失の翌月まで
	手続き可能な人 相続人代表
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表の通帳	高齢障害支援課 障害福祉係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1177)

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 消滅届の提出

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支払いされます。未支払いの手当がある場合は別途手続きが必要となります。	速やかに (原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内)
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 支給対象児童のうち年長の児童名義の通帳 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証） 【受給対象児童が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証）	【受給者が亡くなられた場合】 新たに児童を監護する方 【児童が亡くなられた場合】 受給者または配偶者
	問い合わせ先
	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1182・1420)

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要です。	速やかに (受給者が亡くなられた日から14日以内)
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 手当証書 <input type="checkbox"/> 支給対象児童のうち年長の児童名義の通帳 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証） 【受給対象児童が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 手当証書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証）	【受給者が亡くなられた場合】 ご遺族 【児童が亡くなられた場合】 受給者
	問い合わせ先
	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1182・1420)

8. 子どもに関する手続き

子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納届提出

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給者証を交付されていた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効しますので、返納してください。	随時
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 新たな受給者の口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証） 【受給対象児童が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 児童の受給者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証）	【受給者が亡くなった場合】 新たに児童を監護する方 【児童が亡くなった場合】 受給者
	問い合わせ先
	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1182・1420）

母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納届提出

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭医療費受給者証が交付されていた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効しますので、返納してください。	随時
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 受給対象児童の口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証） 【受給対象児童が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証）	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【受給者が亡くなった場合】 新たに児童を監護する方
	問い合わせ先
	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0225-82-1111 （内線 1182・1420）

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【受給者が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 手当証書 <input type="checkbox"/> 支給対象児童のうち年長児童名義の口座の分かるもの 【受給対象児童が亡くなられた場合】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証など顔写真付き身分証明証） ※受給者が変更になる場合は別途手続きが必要	【児童が亡くなられた場合】 受給者 【受給者が亡くなられた場合】 ご遺族
	問い合わせ先
	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1182・1420)

保育所（園）を利用していた

手続き 内容変更届または退所（園）届の提出

手続き詳細	期 限
通所（園）中の施設に提出となります。用紙類は各施設に用意してあります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 （運転免許証など顔写真付き身分証明証）	児童の保護者、ご遺族
	問い合わせ先
	子育て支援課 保育支援係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1181・1184)

9. 学校に関する手続き

就学援助を受けていた

手続き

就学援助を受けている児童・生徒・その保護者が亡くなられた場合、教育委員会に電話連絡

手続き詳細	期 限
世帯の状況により手続きが異なりますので担当までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	教育委員会教育総務課 ☎ 0225-82-1111 (内線 1292)

東松島市奨学資金貸与を受けていた

手続き

奨学生死亡届の提出

手続き詳細	期 限
東松島市の奨学金の貸与を受けていた場合、奨学生死亡届の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
貸与や返還の状況によって手続きが異なりますので、担当までお問い合わせください。	教育委員会教育総務課 ☎ 0225-82-1111 (内線 1259)

10. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた（名義人の変更）

手続き 名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
名義変更の手続き ※電話手続き可	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お客様番号「水道使用水量等のお知らせ」または領収書 ※わからない場合は、住所、旧使用者名をお聞きします。	石巻地方広域水道企業団 お客様センター ☎ 0225-96-4955

上下水道を使用していた（廃止届）

手続き メーターの撤去手続き

手続き詳細	期 限
その家に誰も住まない場合は漏水や凍結破損防止のため休止または廃止をおすすめしています。メーターの種類によって手続き方法が異なりますのでお問合せください。 ※届け出のない場合は、料金が発生しますのでお早めにお手続きください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お客様番号「水道使用水量等のお知らせ」または領収書 ※わからない場合は、住所、旧使用者名をお聞きします。	石巻地方広域水道企業団 お客様センター ☎ 0225-96-4955

10. 上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金等を納付及び猶予中であつた

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※農業集落排水事業分担金も同様です。	速やかに
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 (運転免許証など顔写真付き身分証明証)	下水道課 経営係 ☎ 0225-82-1111 (内線 2233)

MEMO

11. その他の手続き

災害援護資金貸付金を利用していた

手続き 償還についての手続き

手続き詳細	期 限
東日本大震災などの災害により生活の立て直しのために必要な資金を東松島市から借り入れている方が亡くなられた場合、借入金の償還について手続きが必要です。	借入の状況により手続きが異なりますので、担当までお問合せください。
	手続き可能な人 借入の状況により手続きが異なりますので、担当までお問合せください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 借入の状況により手続きが異なりますので、担当までお問合せください。	税務課 収納対策係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1145)

市営住宅に入居していた

手続き 明渡し、または承継の手続き

手続き詳細	期 限
市営住宅に入居されてた方が亡くなられた場合、手続きが必要です。一人世帯の場合は、明け渡しとなります。 複数人世帯の場合で引き続き入居する場合は、承継要件がありますのでお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 同一世帯の方、相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きにより必要書類が異なりますので、東松島市営住宅管理センターまでお問い合わせください。	東松島市営住宅管理センター ☎ 0225-98-7727

11. その他の手続き

犬の飼い主として登録していた

手続き 飼い主の変更届

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられた場合、飼い主の変更届である登録事項変更届の提出が必要になります。次の飼い主が決まり次第手続きを行ってください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 次の飼い主の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札番号が分かるもの	市民生活課環境衛生係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1155)

農地を所有していた

手続き 農地の相続手続き

手続き詳細	期 限
相続等により農地の権利を取得したときは、農地所在地の農業委員会に届出をする必要があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 登記完了証または相続登記済みの土地の全部事項証明書など相続したことが確認できる書類	農業委員会事務局 ☎ 0225-82-1111 (内線 2153) または農地所在市町村の農業委員会事務局

道路占用許可を受けていた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届を提出してください。また、占用を継続する場合には、変更申請により名義の変更を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
【道路占用の廃止】 <input type="checkbox"/> 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 <input type="checkbox"/> 道路占用許可申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設課 建設総務係 ☎ 0225-82-1111 (内線 2225)

東松島市営駐車場を利用していた

手続き 利用期間の変更手続き

手続き詳細	期 限
東松島市営の駐車場を利用していた場合、駐車票、及び未使用の納付書の返還が必要です。 また、使用料の未納分がある場合には納付していただく必要があります。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 駐車場承認事項変更申請書 <input type="checkbox"/> 使用していた駐車票、及び未使用の納付書	都市計画課 公園緑地係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1475)

11. その他の手続き

東松島市図書館利用者カードを持っていた

手続き 図書館利用者カードの返還、借りている資料(図書)等の返還

手続き詳細	期 限
東松島市図書館の利用者カードを持っていた場合返還が必要です。 また、借りている資料(図書)等がありましたら返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 利用者カード <input type="checkbox"/> 未返還の資料(図書)等(あれば)	東松島市図書館 ☎ 0225-82-1120

防災行政無線戸別受信機(防災ラジオ)の貸与を受けていた

手続き 防災行政無線戸別受信機(防災ラジオ)の返還

手続き詳細	期 限
各世帯に防災行政無線戸別受信機(防災ラジオ)を貸与しています。 一人世帯の方が亡くなった場合は、返還が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 防災行政無線戸別受信機(防災ラジオ)	防災課 危機対策係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1161)

東松島市消防団に所属していた

手続き 退職報償金の申請手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が東松島市消防団員（機能別消防団員も含む）として一定期間所属していると勤務年数に応じ、退職報償金が支給される場合があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きにより必要な書類が異なりますのでお問い合わせください	防災課 消防・交通・防犯係 ☎ 0225-82-1111 (内線 1265)

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期限	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期限	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	石巻税務署 ☎ 0225-22-4151 (自動音声案内)
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	石巻警察署 ☎ 0225-95-4141 石巻運転免許センター ☎ 0225-83-6211
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	石巻保健所 ☎ 0225-95-1430
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 石巻税務署 ☎ 0225-22-4151 (自動音声案内)
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	仙台地方法務局石巻支局 ☎ 0225-22-6188 (自動音声案内)
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただきながら、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

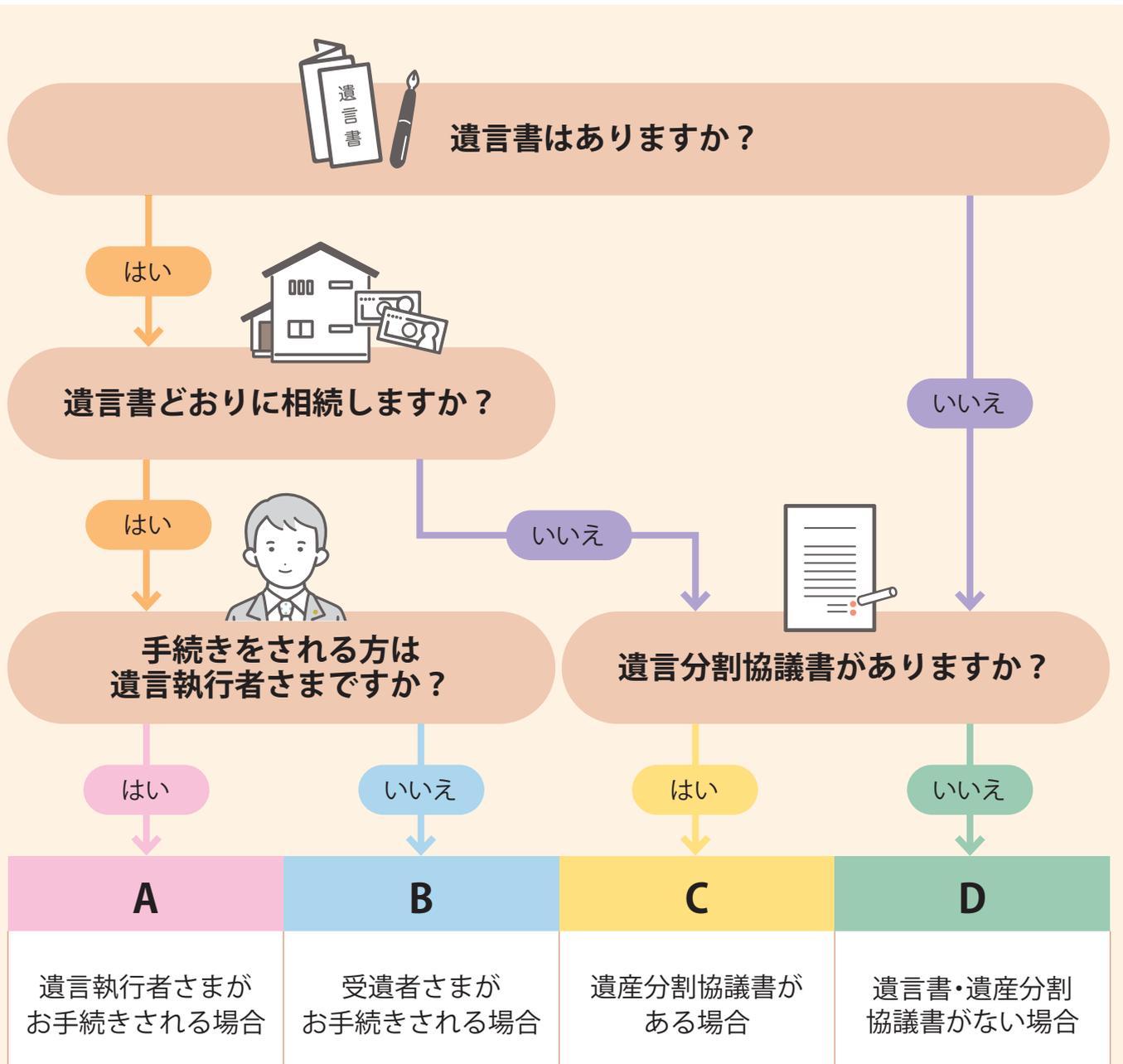
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

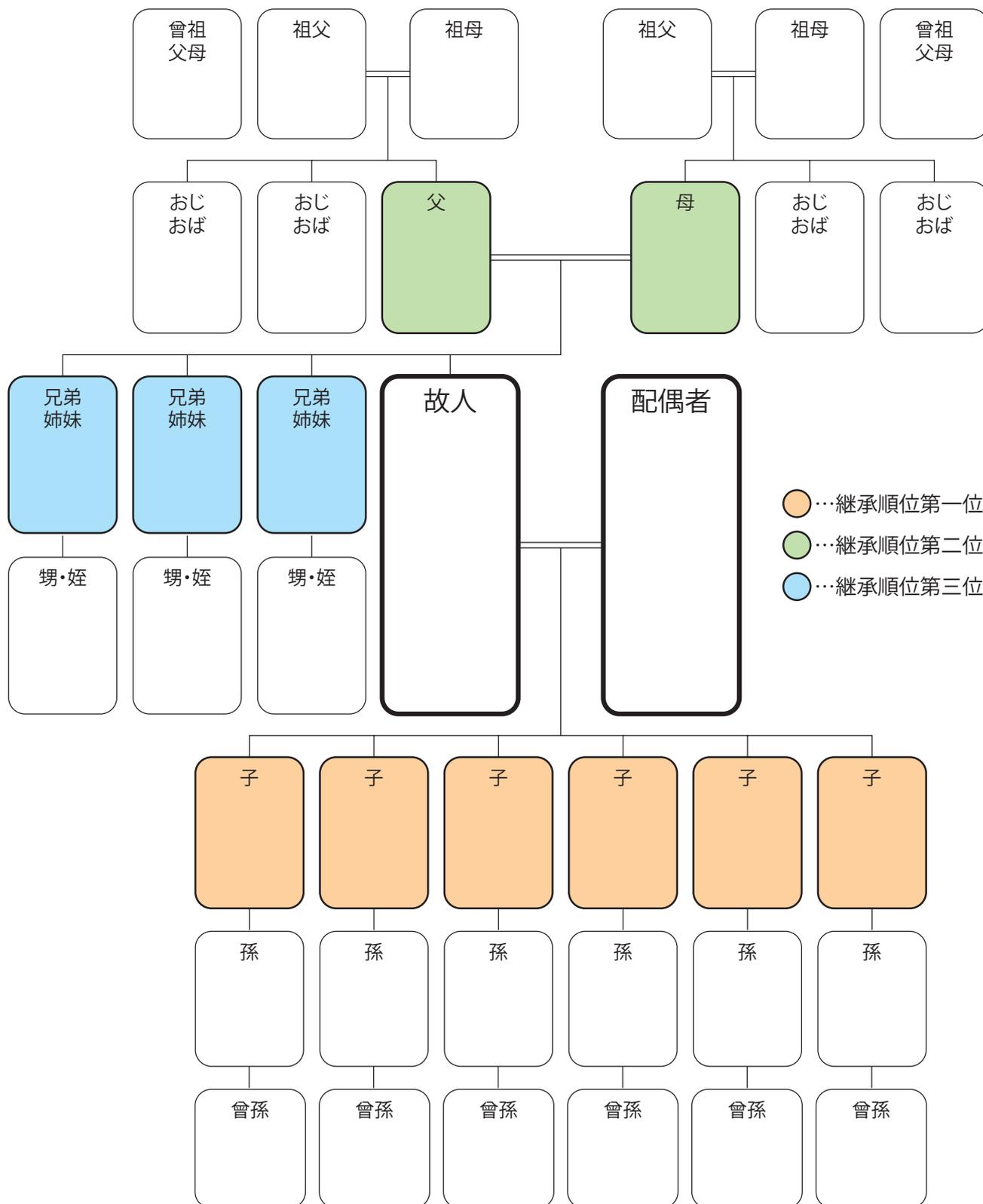
市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

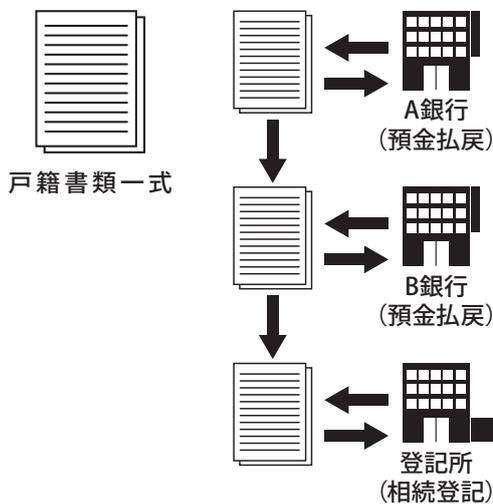
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

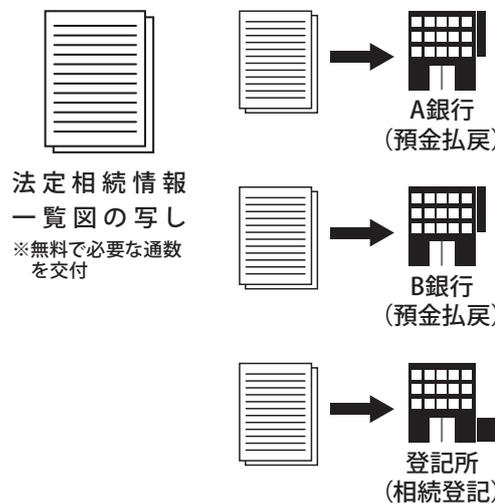
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)東松島市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

不動産に関する困りごとを まるごとサポート

相続、登記、測量、境界問題、土地活用など

土地家屋
調査士



不動産の相続登記が義務化されたらしいけど？

空き家を相続してしまっただけど…

行政書士



相続した土地を国に引き取ってもらいたい

相続した土地を有効利用したい

ダブルライセンスと関係士業との連携により
ワンストップで対応いたします

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 0225-82-6781

受付
時間

8:30~17:30
(土日祝日を除く)

松本登記行政事務所

土地家屋調査士・行政書士 松本茂樹

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字裏町2-1

✉ info@matsumoto-touki.co.jp



東松島高校前のひまわりが目印

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!

ご案内・ご相談からご紹介まで完全無料!



0120-982-219

[受付時間]

9:00~17:30(年中無休)
※年末年始を除く

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



初回相談無料です。

相続税

に関するご相談なら
高橋 冨 税理士事務所へ

相続税の申告、財産の名義変更、遺産分割協議書の作成まで
相続手続きをトータルサポート。
高品質なサービスを低価格でご提供します。



適正価格

高くなりがちな相続税
の申告報酬を、**適正
価格**でご提供します。



全国対応

関東、関西の税理士と
提携、連携し遠方の
相続人の方も安心です。



強い ネットワーク

司法書士、行政書士など
相続に強い専門家と連携
し、相続に関する
すべてのご要望にお応え
します。

初回相談
無料



お電話でのお問い合わせはこちら

0225-90-4988

※お気軽にお問い合わせください。



高橋 冨 税理士事務所

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字四反走 98-2

FAX : 0225-90-4989

営業時間 : AM9:00 ~ PM5:00 定休日 : 土・日・祝日



タカハシ マモル
代表税理士 高橋 冨

発 行	東松島市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2024 年 2 月